

## 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則一部改正の概要について

### 第 1 改正の概要

- 1 特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（整備基準）の追加及び変更
- 2 特定施設整備計画届出書等の各種様式の変更
- 3 告示及び他条例の引用部分の変更
- 4 常用漢字の変更に伴う規定の整理等

### 第 2 改正の理由

- 1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）の一部改正により、主務省令で定められた道路及び特定公園施設に関する基準が条例に委任され、また、国土交通省において、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改訂されたため。
- 2 様式についての問合せ及び記入訂正が多く、事業者等から変更要望があるため。
- 3 引用する告示及び他条例が改正されたため

### 第 3 改正の内容

#### 1 整備基準の追加及び変更

##### (1) 建築物

##### ① 便所に設けるオストメイト対応設備の基準の変更

【該当条項】第20条（遵守義務）、第39条（努力義務）

[改正前] 水洗器具等

[改正後] 水栓器具、汚物流し、トイレトペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡

##### ② 車椅子使用者用便房の戸の基準の追加

【該当条項】第 21 条（遵守義務）

出入口の戸は、施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができ、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと

##### ③ 便房内に設ける設備の表示の基準の追加

【該当条項】第24条・第35条（遵守義務）、第34条・第39条（努力義務）

洋式便器及び手すり、乳幼児用椅子、乳幼児用ベッド、オストメイト対応設備、車椅子使用者用便房を設ける場合には、便房の戸又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること

##### (2) 道路（道路法の道路を除く）

##### ① 歩行者の交通量が多い歩道及び自転車歩行者道の幅員の基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

歩道及び自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては、歩道は3.5m以上、自転車歩行者道は4m以上とすること

##### ② 歩道及び自転車歩行者道の横断勾配の基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

歩道及び自転車歩行者道の横断勾配は、1パーセント以下とすること

##### ③ 道路に設ける「立体横断施設」等の基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

立体横断施設、自動車駐車場、案内標識、乗合自動車停留所、路面電車停留場、休憩施設、照明施設又は防雪施設を設ける場合には、移動等円滑化のため

に必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令116号）

に定める基準に適合させること

##### (3) 公園（都市公園法の都市公園を除く）

##### ① 主要な園路に設ける段及び傾斜路の手すりの基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

主要な園路に段及び傾斜路を設けるときは、手すりを両側に設けること

##### ② 主要な園路に設ける傾斜路の縦断勾配、横断勾配及び踊場の基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

・主要な園路に設ける傾斜路の縦断勾配は、高さが16cm以下のものにあつては、8パーセント以下とすること

・主要な園路に設ける傾斜路には、横断勾配を設けないこと

・主要な園路に設ける傾斜路は、高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること

##### ③ 公園の便所に設けるオストメイト対応設備の基準の追加及び変更

【該当条項】第31条（努力義務）

(1)-①と同じ

##### ④ 公園に設ける車いす使用者用便房の戸の基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

(1)-②と同じ

##### ⑤ 公園に設ける「休憩所」等の基準の追加

【該当条項】第31条（努力義務）

休憩所、管理事務所、掲示板、標識、屋根付広場、野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令115号）に定める基準に適合させること

#### 2 特定施設整備計画届出書等の各種様式の変更

特定施設整備計画届出書、適合状況項目表、特定施設整備計画変更届出書、適合証交付請求書、実施状況報告書の変更

#### 3 告示及び他条例の引用部分の変更

##### (1) 国土交通省告示（平成12年建設省告示第1413号）

【該当条項】第16条

[改正前] 第一第七号

[改正後] 第一第九号

##### (2) 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）

【該当条項】第41条

[改正前] 別表第九の三十四

[改正後] 別表第九の三十五

### 第 4 施行期日

1 及び 2 平成 25 年 7 月 1 日

3 平成 25 年 4 月 1 日

### 第 5 その他

愛知県県民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施

意見募集期間 平成 25 年 1 月 21 日～2 月 19 日